

## 資料 4

三鷹市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○三鷹市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成22年 3 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和 2 年 4 月 1 日 令和 5 年10月 1 日</p> <p>(目的) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、三鷹市内の各地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、三鷹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 協議会の事務所は、三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号に置く。</p> <p>(事業) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p>	<p>○三鷹市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p style="text-align: right;">平成22年 3 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">改正 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>(目的) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条に規定する地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、三鷹市内の各地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、三鷹市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 協議会の事務所は、三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号に置く。</p> <p>(事業) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p>

- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 三鷹市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (3) 住民及び利用者を代表する者
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (6) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 三鷹市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (3) 住民及び利用者を代表する者
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (6) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

- (7) 交通管理者
- (8) 道路管理者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、当該役職の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、公募による住民を除く委員については、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容が三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例（平成18年三鷹市条例第4号）第5条の規定に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、

- (7) 交通管理者
- (8) 道路管理者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、当該役職の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、公募による住民を除く委員については、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容が三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例（平成18年三鷹市条例第4号）第5条の規定に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会

会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(運賃協議部会)

第10条 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の料金等を協議するため、協議会に運賃協議部会を設置し、次に掲げる構成員にて協議を行う。

(1) 三鷹市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする乗合事業者

(3) 関東運輸局長又はその指名する者

(4) 市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 運賃協議部会は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(専門部会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三鷹市都市整備部都市交通課に置く。

3 事務局に事務局長、副事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に関する経費は、国の補助金及びその他収入を

長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(新設)

(専門部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三鷹市都市整備部都市交通課に置く。

3 事務局に事務局長、副事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、国の補助金及びその他収入を

もって充てる。

(監査)

**第14条** 協議会に監査委員1人を置く。

2 協議会の出納監査は、別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査の方法、手続等については、三鷹市の例により行うものとする。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

**第15条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第16条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第17条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

**この規約は、令和5年10月1日から施行する。**

もって充てる。

(監査)

**第13条** 協議会に監査委員1人を置く。

2 協議会の出納監査は、別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査の方法、手続等については、三鷹市の例により行うものとする。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

**第14条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第15条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第16条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

